

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

高千穂中学校いじめ防止基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの早期発見及び、いじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

～ 目 次 ～

I 基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 本校の実態と課題
- 3 いじめ防止に係る基本的な考え方

II 取組事項

- 1 組織づくり
- 2 未然防止のための取組
- 3 早期発見及び早期対応のための取組
- 4 いじめに対する措置
- 5 ネット上のいじめの対応

III 重大事態への対応

- 1 重体事態とは
- 2 対応

IV その他の留意事項

- 1 組織的な指導体制
- 2 校内研修の充実
- 3 校務の効率化
- 4 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
- 5 地域や家庭との連携
- 6 関連機関との連携
- 7 基本方針の点検と必要に応じた見直し